

地域を応援するマンスリー・レター

平成27年11月号

発行者：北海道経済産業局総務企画部
 北海道開発局開発監理部
 北海道運輸局企画観光部
 北海道労働局職業安定部、労働基準部
 北海道経済部
 編集事務局：北海道経済部経済企画室
 経済調査G
 TEL：011-204-5139
 平成27年10月20日号（第80号）
 <毎月20日発行>

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局及び北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

今月の掲載ラインナップ

所属名	11月号の内容	
北海道経済産業局 <P2～>	<ul style="list-style-type: none"> ●平成27年度地域商業自立促進事業(補助金)の3次募集を開始しました【新規】 ●北海道経済産業局関連イベントのご案内 ～第29回 ビジネス EXP02015 同時開催～【新規】 ●事業承継セミナーを開催します～中小企業の円滑な事業承継に向けて～【新規】 	
中小企業大学校旭川校 (中小機構北海道) <P5～>	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業のための人材育成セミナーのご案内 ●中小企業大学校旭川校 11月～12月開講講座のご案内 	
北海道開発局 <P9～>	<ul style="list-style-type: none"> ●「海外おみやげ宅配便」のご案内～外国人観光客に生鮮品を販売しませんか？ ●「HOP1 ECサイト」のご案内～冷蔵・冷凍の状態以小口の荷物を輸出しませんか？～ 	
北海道労働局 <P11～>	<ul style="list-style-type: none"> ●キャリアアップ助成金のご案内【追加改正】 ●キャリア形成促進助成金のご案内【追加改正】 ●特定求職者雇用開発助成金「特定就職困難者雇用開発助成金」のご案内 ●特定求職者雇用開発助成金「高齢者雇用開発特別奨励金」「被災者雇用開発助成金」のご案内 ●最低賃金の引き上げに向けた中小企業の支援について ●北海道の最低賃金改正のお知らせ 	
(公財)北海道中小企業総合支援センター <P20>	<ul style="list-style-type: none"> ●「北海道6次産業化人材育成セミナー」の開催について 	
北海道経済部	経済企画室 <P21>	<ul style="list-style-type: none"> ●道の表彰企業を応援するPRイベントを開催します ーみんなで〇〇な気分になってみよう！ー【新規】
	食関連産業室 <P21～>	<ul style="list-style-type: none"> ●どさんこプラザ・テスト販売品(インターネット販売)の募集について ●「マーケティングアドバイザー」について ●「食の磨き上げ職人」について ●食クラスター活動について ●「食のブランド・ステップアップ事業」について ●「HOKKAIDO FOOD LIBRARY」のご案内
	中小企業課 <P25～>	<ul style="list-style-type: none"> ●「地域中小企業経営力向上支援事業」のご案内 ●「電気コスト対策アドバイザー育成・派遣モデル事業」のご案内 ●中小企業総合振興資金融資制度のご案内 ●コストアップに対応する融資制度及び信用保証料補助制度のご案内 ●耐震診断・改修に対応する融資制度のご案内 ●地域活性化ワイド資金のご案内
	環境・エネルギー室 <P30～>	<ul style="list-style-type: none"> ●平成27年度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」が決定しました【新規】

科学技術振興室<P31～>	●平成27年度「北海道新技術・新製品開発賞」が決定しました【新規】
雇用労政課<P32>	●北海道両立支援推進企業表彰の募集について【新規】
人材育成課<P33>	●能力開発セミナー（11-12月開講予定）のご案内

平成27年度地域商業自立促進事業（補助金）の第3次募集を開始しました

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成27年度「地域商業自立促進事業（補助金）」について、第3次募集を開始しましたので、お知らせいたします。

本事業は、地域住民等が商店街に求める機能や少子高齢化・人口減少等の環境の変化を踏まえ、地方公共団体と連携して、商店街等の中長期的発展や商店街等の自立化に寄与する取組を支援するものです。

◆募集期間

平成27年10月13日（火）～平成27年12月18日（金）

※早急に事業を実施したい方のために、11月10日（火）までに要望書をご提出いただいた方については、先行して審査・採択を行います。

※予算額の関係上、上記先行募集において応募を打ち切らせていただくことがあります。

◆事業概要

本事業は、商店街等を基盤として、地方公共団体と密接な連携のもと、商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して、又は商店街組織が単独で行う、以下の5つの分野に係る公共性の高い取組を支援することにより、商店街等の中長期的な発展及び自立化の促進に寄与することを目的としています。

<支援対象分野>

(1) 地域資源活用 (2) 外国人対応 (3) 少子・高齢化対応 (4) 創業支援 (5) 地域交流

◆補助対象事業及び補助対象者

(1) 自立促進調査分析事業

補助対象事業：商店街等の中長期的発展、自立化を図る新たな取組を行うに当たってのニーズ・マーケティング調査・分析事業

補助対象者：商店街組織と民間事業者の連携体又は商店街組織

補助額（補助率）：上限500万円（2/3以内）

(2) 自立促進支援事業

補助対象事業：調査分析事業の結果に基づき実施する、地域住民のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化に適合した新たな取組で、商店街等の中長期的発展、自立化を促進する事業

補助対象者：商店街組織と民間事業者の連携体又は商店街組織

補助額（補助率）：上限5億円（2/3以内）

◆募集要領等

募集要領等詳細については、当局ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20151013/index.htm>

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 流通産業課 商業振興室

TEL : 011-709-2311 (内線 2581)

FAX : 011-709-2566

E-mail : hokkaido-shogyo@meti.go.jp

北海道経済産業局関連イベントのご案内 ～第29回 ビジネスEXP02015 同時開催～【新規】(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、11月5日～6日に開催される、第29回ビジネスEXP02015(北海道技術・ビジネス交流会)において、下記のイベントを同時開催します。

それぞれのイベントの詳細は、当局ウェブサイトをご覧ください。(<http://www.hkd.meti.go.jp/>)

◆同時開催イベント

■北海道ベンチャー・スタートアップEXPO2015

【日時】平成27年11月5日(木)10:00～17:30

【会場】アクセスサッポロ 小展示場

札幌コワーキング・サポーターズ(事務局:経済産業省北海道経済産業局)では、ベンチャー企業・スタートアップ等の事業機会の拡大、資金調達の機会提供を図るため、北海道最大規模のマッチング・イベント「北海道ベンチャー・スタートアップEXP02015」を開催します。

北海道管内のコワーキングスペースなどで活動する、優れた技術・サービスを有するベンチャー企業や、今後の更なる飛躍が期待される創業間もないスタートアップ、個人事業主が一同に会し、製品・サービスのPRやビジネスマッチング・商談会を行います。

■ものづくりフォーラム2015

【日時】平成27年11月5日(木)10:00～17:30

平成27年11月6日(金)9:30～17:00

【会場】アクセスサッポロ

経済産業省北海道経済産業局では、(独)中小企業基盤整備機構北海道本部と連携し、独自の技術力やノウハウを培ってきた道内企業が、特色ある製品や技術を紹介する「ものづくりフォーラム2015」を開催します。

■ものづくり補助金 成果事例発表会

【日時】平成27年11月6日(金)9:30～17:00

【会場】アクセスサッポロ 小展示場

経済産業省北海道経済産業局は北海道中小企業団体中央会と協力し、ものづくり補助金の成果事例発表会を開催します。発表会には15社が出展し、農産物の選別装置、高機能カラー液晶モジュールなどの成果をご紹介します。

参考:第29回ビジネスEXP02015

【日時】平成27年11月5日(木)～6日(金)

【会場】アクセスサッポロ(札幌市白石区流通センター4丁目3-55)

【入場料】無料

【公式サイト】<http://www.business-expo.jp/>

事業承継セミナーを開催します

～中小企業の円滑な事業承継に向けて～【新規】(北海道経済産業局)

本セミナーでは、企業法務を専門に活躍されている神戸弁護士をお招きし、M&Aを活用した事業承継のポイントについて解りやすく解説いただくほか、北海道事業引継ぎ支援センターから支援事業の取組や、支援事例等を紹介いたします。

【日 時】平成27年11月17日(火) 13:00～16:00

【会 場】北海道経済センター 8階Aホール(札幌市中央区北1条西2丁目)

【主 催】北海道事業引継ぎ支援センター

【参加費】無料

【定 員】100名程度

◆プログラム

【第1部】(13:00～)

■M&Aを活用した事業承継のポイント

講師：弁護士法人 神戸・万字・福田法律事務所 代表社員・弁護士 神戸 俊昭 氏

【第2部】(14:40～)

■事業承継の現状と北海道事業引継ぎ支援センターの役割

説明者：北海道事業引継ぎ支援センター 統括責任者 村越 憲三 氏

■自らのM&A体験とM&A支援体験

説明者：北海道事業引継ぎ支援センター 統括責任者補佐 北原 慎一郎 氏

■消経課事例と経営者がおさえるべきポイント

説明者：北海道事業引継ぎ支援センター 統括責任者補佐 小谷 聖 氏

◆申込方法

参加申込書に必要事項をご記入の上、以下の申込先までFAXによりお申し込みください。

※ご提供いただいた情報は、本セミナー開催の目的以外には一切使用いたしません。

申込様式は北海道事業引継ぎ支援センターのウェブサイトからダウンロードしてください。

<https://www.sapporo-cci.or.jp/content/details/seminar/details/1117.html>

◆申込・問い合わせ先>

北海道事業引継ぎ支援センター(認定支援機関：札幌商工会議所)

TEL：011-222-3111

FAX：011-222-3811

中小企業のための人材育成セミナーのご案内

11月～12月に道内5都市で開催

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、中小企業の人材育成をサポートするために設立された国の研修機関です。

平成27年11月～12月に、道内5都市において、中小企業のための人材育成セミナー（無料）を開催いたします。お申し込みは、ファックスでお受けしています。

◆テーマ

中小企業のための人材育成セミナー

～ 採用・定着化と業績アップに布石を打つための人材育成 ～

◆セミナーのねらい

企業にとって人材こそが最重要の経営資源であり、人材は「人財」とも言われています。

このセミナーでは、企業の経営力を強くするだけでなく、スタッフの新規採用や定着化にも効果を発揮する人材育成のあり方について理解して頂きます。

◆対象者 中小企業の 経営者、経営幹部、管理者、その候補者 / 個人事業主

◆参加料 無料

【旭川会場】

日時 : 11月24日(火) 13:20～15:45

会場 : 中小企業大学校旭川校(旭川市緑が丘東3条2丁目2-1)

講師 : ビジネス・コア・コンサルティング 代表 坂本篤彦氏

【釧路会場】

日時 : 11月27日(金) 13:20～15:45

会場 : 釧路プリンスホテル(釧路市幸町7-1)

講師 : オフィス後藤経営 代表 後藤直樹氏

【函館会場】

日時 : 11月30日(月) 18:00～20:25 <開催時間にご注意ください>

会場 : ホテル函館ロイヤル(函館市大森町16-9)

講師 : ビジネス・コア・コンサルティング 代表 坂本篤彦氏

【札幌会場】

日時 : 12月2日(水) 13:20～15:45

会場 : (独)中小企業基盤整備機構北海道本部 大会議室(札幌市中央区北2条西1丁目1-7)

講師 : エムストリームコンサルティング(株) 代表取締役 植田正樹氏

【北見会場】

日時 : 12月4日(金) 13:20～15:45

会場 : ホテル黒部(北見市北7条西1丁目1)

講師 : オフィス後藤経営 代表 後藤直樹氏

◆申込書は、ウェブサイトに掲載しています。

http://www.smr.j.go.jp/inst/asahikawa/dbps_data/material/inst_asahikawa/pdf/15_jinnzaiikuseisemina.pdf

※(無料)人材育成セミナーのお申し込みは、ファックスのみで受付いたします。

中小企業大学校旭川校 11月～12月開講講座のご案内

～中小企業の人材育成をサポート～

(中小企業大学校 旭川校)



中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成27年11月～12月に開講する、研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧ください、ぜひ、ご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No. 18 女性管理者養成講座 ～ 女性が活躍する中小企業の、 女性リーダーのためのコミュニケーションとチームワーク ～

本研修では、女性リーダーに求められるコミュニケーション能力や、コーチング・部下育成、業務マネジメントについて学びます。

* この研修のポイント

1. 女性だけを対象とした研修講座です。
2. 演習とゲームを通じて、体感しながら学ぶことができます。
3. 管理者・リーダーとして求められる幅広いスキルを学びます。

◆実施期間 11月4日(水)～6日(金)

◆研修時間 3日間(21時間)

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 Coaching Office RISE 代表 田中薫氏

(一般財団法人生涯学習開発財団認定プロフェッショナルコーチ)

◆カリキュラム詳細

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2015/090501.html>

No. 19 経営トップセミナー II ～ 「下町ボブスレー」の挑戦に学ぶ! 付加価値を高める技術力とリーダーシップ ～

厳しい経済情勢の中、中小企業が生き残るために必要な「先見の明」のヒントを得ます。将来を見据えた戦略を理解するとともにその方策を探ります。

* この研修のポイント

1. 経営に必要な知識・感覚を学びます。

2. 全体最適と将来最適を考えながら戦略の方向性を探ります。
3. トップリーダーに必要なリーダーシップを学びます。

- ◆実施期間 11月9日(金)
- ◆研修時間 1日間(6時間)
- ◆対象者 経営者、経営幹部(候補者)
- ◆受講料 16,000円(税込)
- ◆講師 株式会社マテリアル 代表取締役 細貝淳一氏
中小企業診断士 藤川惣二氏
- ◆カリキュラム詳細

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2015/090502.html>

No. 20 顧客価値を高める提案営業の進め方
～ 期待を超える提案で、顧客からの支持を獲得する ～

顧客の期待を超える提案によって顧客からの支持を得るためのノウハウと、顧客視点に立った企画書作成や説得力を高める手法を習得し、営業力の強化を目指します。

* この研修のポイント

1. 経験・感覚頼りから脱却し、提案営業を身につけたい皆様に最適な講座です。
2. 情報化社会の中で、顧客から選ばれる営業について理解します。
3. プレゼンテーションで「マインドマップ」を使いこなす方法を学びます。

- ◆実施期間 11月25日(水)～27日(金)
- ◆研修時間 3日間(21時間)
- ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 ノーザンブレイン総合法務行政書士事務所 代表 窪田克彦氏
- ◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2015/090503.html>

No. 21 法令遵守とビジネス法務講座
～ 法務リスクに対応する！法律の知識とコンプライアンス ～

経営幹部や総務部門の管理者などに求められる基本的な各種法律等を学ぶとともに、会社を法務リスクから守るために真に必要なコンプライアンス体制を作り上げるために必要な考え方を学びます。

* この研修のポイント

1. 企業活動に必須の法律の知識を、事例を出しながら分かりやすくお伝えします。
2. 事例をもとに、法令違反が経営に及ぼす重大リスクを理解して頂きます。
3. 単なる知識の習得ではない、コンプライアンス体制の構築を目的とします。

- ◆実施期間 12月2日(水)～4日(金)
- ◆研修時間 3日間(21時間)
- ◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 弁護士(札幌総合法律事務所) 田代耕平氏
- ◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2015/090504.html>

No. 22 成果を上げる実践的仕事管理術

～ 段取り八分！少人数で出来る効率的かつ成果につながる仕事のコツ ～

様々な場面で応用の利く、仕事の効率的・効果的な進め方（段取り力）と限られた人数でしっかりと成果を上げるための業務マネジメント手法について学んでいただきます。

* この研修のポイント

1. 仕事は段取り八分！ 段取り力を高めたい方に最適な講座です。
2. 少人数でも、強いチームをつくるためのポイントを学びます。
3. 目先の問題だけでなく、根本的な問題を解決することで大きな効率化を図るためのポイントを学びます。

◆実施期間 12月14日（月）～16日（水）

◆研修時間 3日間（21時間）

◆対象者 管理者、新任管理者（候補者）

◆受講料 31,000円（税込）

◆講師 株式会社ナレッジ・ジャパン 代表取締役 松澤宏一氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2015/090505.html>

No. 501 経営幹部・管理者のためのリスクマネジメント講座

～ 職場におけるメンタルヘルスとコミュニケーション ～

ストレス社会の現代において、押さえておきたい安全配慮義務とメンタルヘルスに関する基本知識を理解するとともに、コミュニケーション技法、社内サポート体制づくりについて学んでいただきます。

* この研修のポイント

・ストレスチェック義務化法 2015年12月施行

・組織・職場の人間関係、労務に強い関心をお持ちの方におすすめです。

◆実施期間 12月17日（木）～18日（金）

◆研修時間 2日間（12時間）

◆対象者 経営幹部、管理者（候補者）

◆受講料 22,000円（税込）

◆講師 NPO法人 日本臨床心理カウンセリング協会 理事・統括事務局長 園田真司氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2015/090513.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校（TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190）までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>

「海外おみやげ宅配便」のご案内

～外国人観光客に生鮮品を販売しませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム（略称HOP）」構築に向けた各種取組を進めております。

このたび「HOP1サービス」を活用して、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の取り扱いを開始しました。

本サービスにより、自国のご自宅まで宅配することが可能となりますので、これまで難しかった外国人観光客への生鮮品の販売が可能となります。ご興味のある方は、本サービス導入を是非ご検討ください。

◆事業概要 ・店頭販売した冷蔵・冷凍品等を、「HOP1サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。

◆対象者 ・台湾、香港、シンガポール・マレーシアからの観光客に、冷蔵・冷凍品等を販売したい方。

◆輸送費 ・海外おみやげ宅配便利用料金（税抜き）

香港、台湾 5kg 以内・・・7,000円 10kg 以内・・・9,000円 15kg 以内・・・11,000円

シンガポール、マレーシア

5kg 以内・・・11,000円 10kg 以内・・・14,000円 15kg 以内・・・17,000円

※箱のサイズは、5kg 以内は縦+横+高さ=80cm 以内、10kg 以内は縦+横+高さ=100cm

以内、15kg 以内は縦+横+高さ=120cm 以内

・台湾向けは、関税・営業税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×30%が必要となります

・シンガポール向けは、付加価値税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×7%が必要となります

・マレーシア向けは、商品毎に異なる関税・消費税が必要となります(税率についてはHOP事務局までお問い合わせください)。

◆発送時期 ・毎週火曜日集荷、最短で金曜日に現地到着。

◆導入方法 ・下記の北海道開発局ホームページからファイル「商品販売までの流れ」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、FAXでHOP事務局(TEL 011-896-0543)にお申込みください。担当者よりご連絡いたします。「販売マニュアル」につきましても、一度ご覧ください。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html

◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137 (担当：富岡、藪田)

海外おみやげ宅配便にご興味のある方は事務局までご連絡ください。

海外おみやげ宅配便利用料金 (税抜き)		
5kg 以内	●香港/台湾 7,000円 ●シンガポール 11,000円 <small>縦+横+高さ=80cm以内</small>	10kg 以内
		●香港/台湾 9,000円 ●シンガポール 14,000円 <small>縦+横+高さ=100cm以内</small>
		15kg 以内
		●香港/台湾 11,000円 ●シンガポール 17,000円 <small>縦+横+高さ=120cm以内</small>
<small>※台湾は関税・営業税として別途(商品代金+物流経費)×30%が必要となります。シンガポールは付加価値税として別途(商品代金+物流経費)×7%が必要となります。</small>		
5kgの商品を 配送する際の例 (消費税8%の場合)	●香港への配送例 商品代金 10,800円 HOP1利用料金 7,560円 送料・包装費 5,508円 合計送料内総額 18,360円	●台湾への配送例 商品代金 10,800円 HOP1利用料金 7,560円 送料・包装費 5,508円 合計送料内総額 23,868円
	●シンガポールへの配送例 商品代金 10,800円 HOP1利用料金 11,880円 送料・包装費 1,588円 合計送料内総額 24,268円	

「HOP 1 ECサイト」のご案内

～冷蔵・冷凍の状態で小口の荷物を輸出しませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム（略称HOP）」構築に向けた各種取組を進めております。

その取組の一環として、外国人観光客向けのおみやげ宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の拡充に取り組んでおり、今般、新たに「HOP 1 ECサイト」を開設します(稼働は10月以降を予定)。

本サービスは、海外から北海道産品をお取り寄せできるネット通販サイトで、「海外おみやげ宅配便」に加盟している販売店の商品をネット販売し、香港とシンガポールの自宅へ宅配することができます。

道内旅行をしたことがある外国人観光客の「あの味をもう一度食べたい」というニーズに応えるものであり、さらにクチコミ等により、道内観光をしたことがない外国の方の購入も期待できます。また、「海外おみやげ宅配便」加盟店の紹介サイト(無料)とも連動しておりますので、加盟店の皆さまが個々に海外向けのホームページを開設しなくとも利用できるほか、海外顧客へのPRツールとしても利用することができます。

海外販路の拡大に向けて、是非この機会に「海外おみやげ宅配便」と併せて、導入をご検討ください。

- ◆事業概要 ・ ネット販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP 1 サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。
- ◆対象者 ・ 「海外おみやげ宅配便」の加盟店で、香港・シンガポール向けのネット販売をしたい方。
※台湾・マレーシア向けの販売は対象外です。
- ◆費用 ・ 掲載初期手数料 5,000 円
・ 月額手数料 2,000 円
・ 販売手数料(販売の都度、販売価格の9%)
※以下はオプションです。
・ 商品撮影1カット 3,000 円～
・ 原稿翻訳 400 字 2,500 円～
- ◆導入方法 ・ HOP事務局にご連絡ください(TEL 011-896-0543)。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html
- ◆照会先 ・ 北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137 (担当: 富岡、藪田)



※サイトイメージ図(中国語版)



※チラシイメージ図(英語版、中国語版)

キャリアアップ助成金のご案内（北海道労働局）追加改正

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

助 成 内 容		助 成 額 () は中小企業以外の額
①正規雇用等 転換コース	有期契約労働者等を ・ 正規雇用等に転換 または ・ 直接雇用した場合	① 有期→正規：1人当たり50万円（40万円）★ ② 有期→無期：1人当たり20万円（15万円） ③ 無期→正規：1人当たり30万円（25万円）★ ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり30万円加算（中小企業以外も同額）★ ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、及び若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合、1人当たり①10万円、②③5万円加算（中小企業以外も同額）
②多様な正社員 コース	・ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定 有期契約労働者等を ・ 多様な正社員に転換または直接雇用 正規雇用労働者を ・ 短時間正社員に転換または短時間正社員を新たに雇入れ	① 勤務地・職務限定正社員制度規定・適用 ：1事業所当たり40万円（30万円） ② 有期・無期→勤務地・職務限定、短時間正社員 ：1人当たり30万円（25万円）★ ③ 正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ ：1人当たり20万円（15万円） ※派遣労働者を多様な正社員で直接雇用する場合、1人当たり15万円加算（中小企業以外も同額）★ ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、及び若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合、1人当たり10万円加算（中小企業以外も同額）
③人材育成 コース	有期契約労働者等に ・ 一般職業訓練（Off-JT） ・ 有期実習型訓練 （「ジョブ・カード」を活用したOff-JTとOJT） ・ 中長期的キャリア形成訓練 （専門的・実践的な教育訓練） （Off-JT） ・ 育児休業中訓練（Off-JT） を行った場合	●Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1人1時間当たり800円（500円） 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練、育児休業中訓練 最大30万円（20万円） 中長期的キャリア形成訓練 最大50万円（30万円） ※育児休業中訓練は訓練経費助成のみ ●OJT《1人当たり》 実施助成：1人1時間当たり800円（700円）
④処遇改善 コース	すべてのまたは一部の有期契約労働者等の 基本給の賃金テーブルを改定し2%以上増額★させた場合	① すべての賃金テーブル改定 ：1人当たり3万円（2万円） ② 雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定 ：1人当たり1.5万円（1万円）★ ③ ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）加算（中小企業以外も同額）★

⑤健康管理コース	有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合	1事業所当たり40万円(30万円)
⑥短時間労働者の週所定労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長した場合	1人当たり10万円(7.5万円)

◆★部分は、平成28年3月31日までの間、支給額を増額または要件を緩和しています。

◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

◆問い合わせ先：厚生労働省 北海道労働局 職業安定部 職業対策課分室 TEL 011-788-9132

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリア形成促進助成金のご案内（北海道労働局）追加改正

「キャリア形成促進助成金」は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して、職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

○ 事業主及び事業主団体等向け

助成内容		助成額※()額は大企業の額
①ものづくり人材育成訓練	大企業 中小企業 事業主団体等	建設業や製造業が実施する大臣の認定を受けた次のOJT付き訓練 ア 企業単独型訓練（企業が単独で実施する訓練） イ 企業連携型訓練（複数の企業が連携して実施する訓練） ウ 事業主団体等連携型訓練（事業主団体等と企業が連携して実施する訓練）
		経費助成：2/3(1/2) 賃金助成：1h当たり800円(400円) OJT実施助成：1h当たり700円(400円)

○ 事業主向け

助成内容		助成額※()額は大企業の額
②政策課題対応型訓練		
①成長分野等人材育成コース	大企業	健康(医療・介護)・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練
②グローバル人材育成コース	中小企業	海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)
		経費助成：1/2(1/3) 賃金助成：1h当たり800円

③中長期的キャリア形成コース		中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練	(400円)
④熟練技能育成・承継コース	大企業 中小企業	熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	経費助成：通常 1/2(1/3) ※認定事業主 2/3(1/2) 賃金助成：1h 当たり 800円 (400円)
⑤若年人材育成コース	大企業 中小企業	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	
⑥育休中・復職後等能力アップコース	大企業 中小企業	育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	経費助成：2/3(1/2) 賃金助成：1h 当たり 800円 (400円)
⑦認定実習併用職業訓練コース	中小企業	大臣の認定を受けたOJT付き訓練(①のアを除く)	経費助成：1/2 賃金助成：1h 当たり 800円
⑧自発的職業能力開発コース	中小企業	労働者の自発的な能力開発に対する支援	OJT実施助成(⑦)：1h 当たり 600円
⑨一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練	経費助成：1/3 賃金助成：1h 当たり 400円

※⑤若年人材育成コースの認定事業主とは、若者雇用促進法に基づく認定事業主のことです。

○ 事業主団体等向け

助成内容		助成額
④ 団体等実施型訓練	事業主 団体等	事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練、育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練
		経費助成：1/2(育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練2/3)

【問い合わせ先】 ▼ 北海道労働局職業安定部職業対策課分室 TEL 011-788-9132

特定求職者雇用開発助成金「特定就職困難者雇用開発助成金」のご案内

(北海道労働局)

「特定就職困難者雇用開発助成金」は、平成27年10月1日から、下記のように支給要件の一部を変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

離職割合要件の追加

平成27年10月1日以降、対象労働者を雇い入れる場合

過去にこの助成金を受給した事業所で、助成金の対象となった労働者の離職割合が高い場合（以下の要件①または②のいずれかに該当する場合）、新たな対象労働者の雇入れについて、この助成金を受けることはできません。

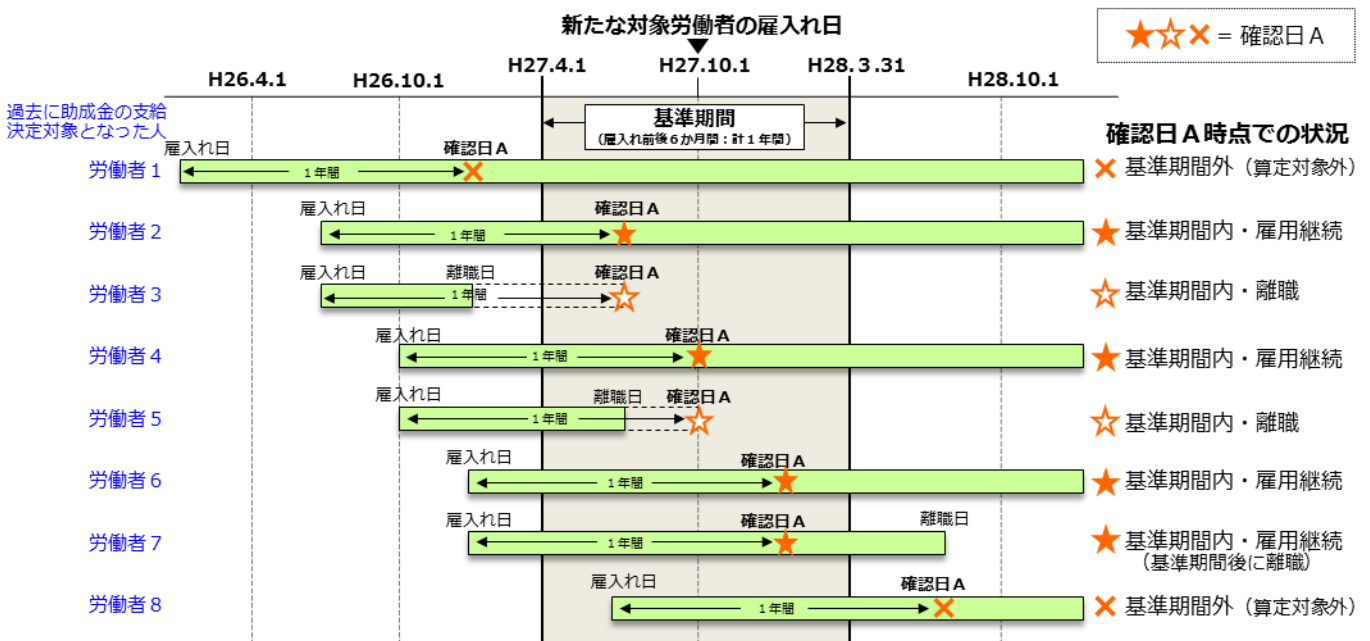
<要件①> 雇入れ1年後の離職割合が50%を超えていること

過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間※1内に雇入れ日から起算して1年を経過する日（＝確認日A）がある人が5人以上いる場合で、その確認日A時点での離職割合※2が50%を超えていること

※1 新たな対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※2 離職割合（%）＝（確認日Aが基準期間内にある人のうち確認日A時点で離職している人）÷（確認日Aが基準期間内にある人）

◆算出方法具体例（対象労働者を平成27年10月1日に雇い入れた場合）



<離職割合の算出方法>

① 確認日Aが基準期間内 (H27.4.1からH28.3.31) にある人 (分母) : 6名 (労働者2～労働者7)

② 確認日Aが基準期間内にある人のうち確認日A時点で離職している人 (分子): 2名 (労働者3、労働者5)

※労働者1と労働者8は確認日Aが基準期間内にないため算定対象外

⇒ 離職割合 (%) : ② 2名 ÷ ① 6名 = 33.3%

<要件②> 助成対象期間終了1年後の離職割合が50%を超えていること

過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間※1内に助成対象期間※2の末日の翌日から起算して1年を経過する日(=確認日B) ※3がある人が5人以上いる場合で、その確認日B時点での離職割合※4が50%を超えている場合

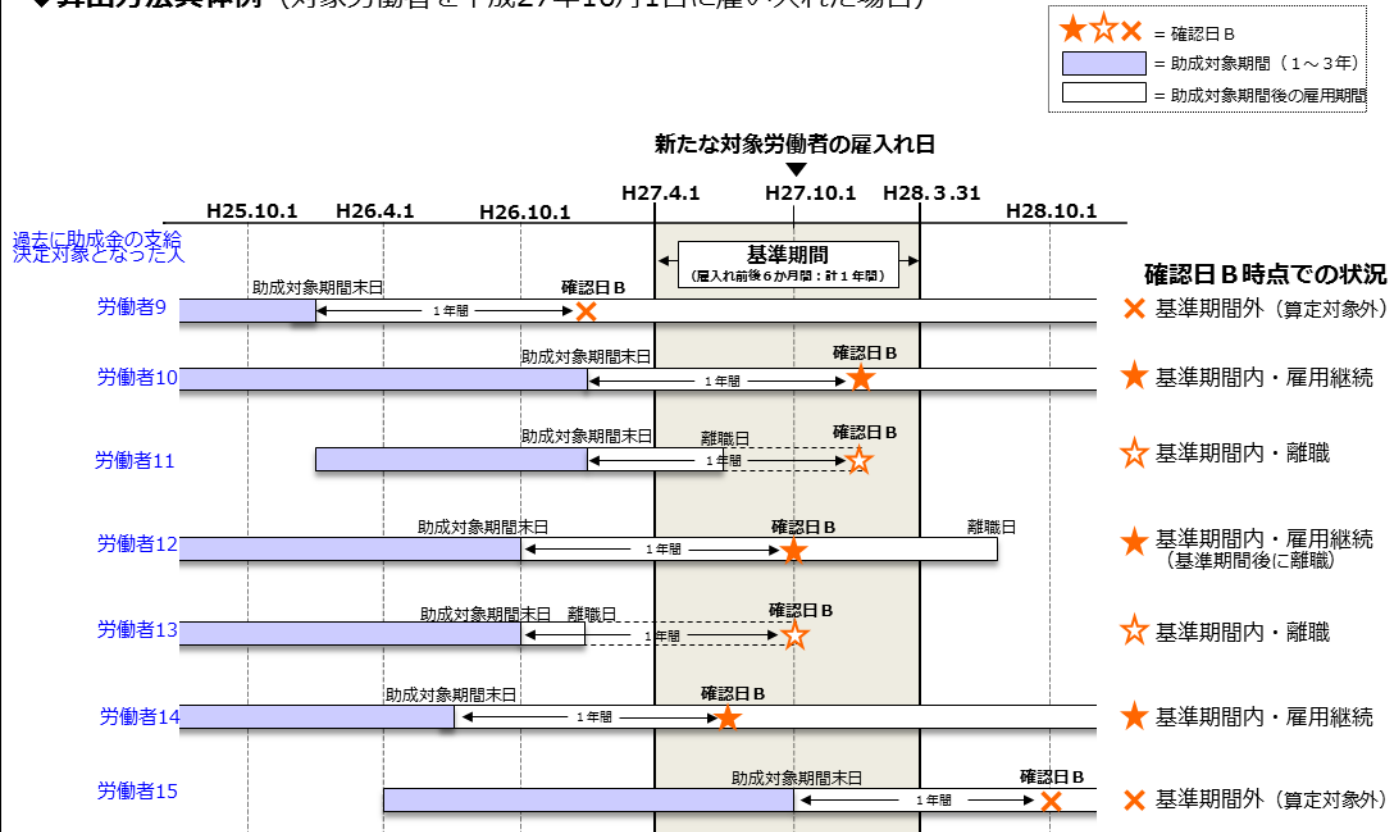
※1 新たな対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※2 助成対象期間の途中で離職した場合も、雇入れ時に定められた助成対象期間とする

※3 助成対象期間が3年の者の場合は、確認日Bを「助成対象期間の末日の翌日」とする

※4 離職割合(%) = (確認日Bが基準期間内にある人のうち確認日B時点で離職している人) ÷ (確認日Bが基準期間内にある人)

◆算出方法具体例 (対象労働者を平成27年10月1日に雇い入れた場合)



<離職割合の算出方法>

- ① 確認日Bが基準期間内 (H27.4.1からH28.3.31) にある人 (分母)
- ② 確認日Bが基準期間内にある人のうち確認日B時点で離職している人 (分子)

※労働者9と労働者15は確認日Bが基準期間内にないため算定対象外

⇒ **離職割合 (%) : ② 2名 ÷ ① 5名 = 40.0%**

<注意事項>

- ▶ 「離職」には原則、理由を問わず、すべての離職を含みますが、対象労働者の死亡、天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能となったことによる解雇、同一事業所に継続して2年以上雇用され、かつ65歳以上の年齢で離職した人などは除きます。
- ▶ 離職割合要件の確認に当たって、関係書類の提出を求め場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ▶ 「特定就職困難者雇用開発助成金」、「高齢者雇用開発特別奨励金」、「被災者雇用開発助成金」のいずれかで離職割合要件に該当する場合は、この3つの助成金の新たな対象労働者の雇入れについて不支給となります。
- ▶ 助成金の受給に当たっては、このほか、各種要件があります。ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局(職業安定部)にお問い合わせください。

特定求職者雇用開発助成金「高年齢者雇用開発特別奨励金」「被災者雇用開発助成金」のご案内 (北海道労働局)

「高年齢者雇用開発特別奨励金」「被災者雇用開発助成金」は、平成27年10月1日から、下記のように支給要件の一部を変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

離職割合要件の追加

平成27年10月1日以降、対象労働者を雇い入れる場合

過去にこの助成金を受給した事業所で、助成金の対象となった労働者の離職割合が高い場合（以下の要件に該当する場合）、新たな対象労働者の雇入れについて、この助成金を受けることはできません。

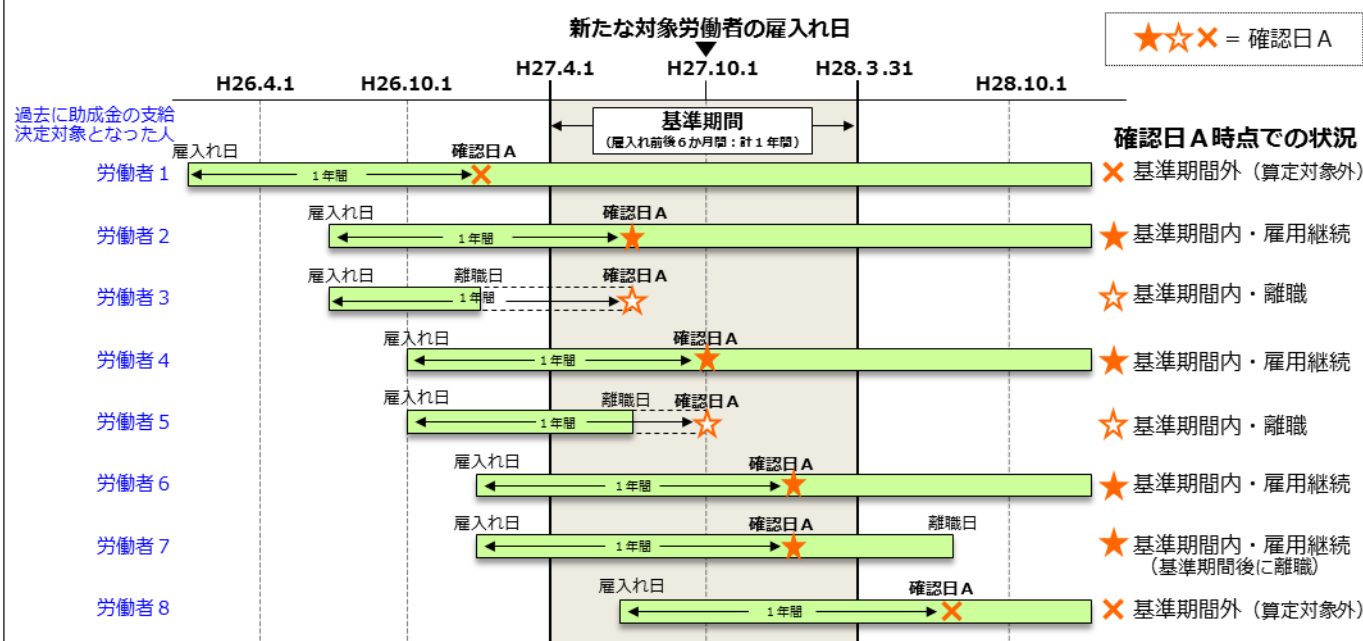
<要件> 雇入れ1年後の離職割合が50%を超えていること

過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間※1内に雇入れ日から起算して1年を経過する日（＝確認日A）がある人が5人以上いる場合で、その確認日A時点での離職割合※2が50%を超えていること

※1 新たな対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※2 離職割合（%）＝（確認日Aが基準期間内にある人のうち確認日A時点で離職している人）÷（確認日Aが基準期間内にある人）

◆算出方法具体例（対象労働者を平成27年10月1日に雇い入れた場合）



<離職割合の算出方法>

- ① 確認日Aが基準期間内（H27.4.1からH28.3.31）にある人（分母）：6名（労働者2～労働者7）
- ② 確認日Aが基準期間内にある人のうち確認日A時点で離職している人（分子）：2名（労働者3、労働者5）

※労働者1と労働者8は確認日Aが基準期間内にないため算定対象外

⇒ 離職割合（%）：②2名 ÷ ①6名 = 33.3%

<注意事項>

- ▶「離職」には原則、理由を問わず、すべての離職を含みますが、対象労働者の死亡、天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能となったことによる解雇、同一事業所に継続して2年以上雇用され、かつ65歳以上の年齢で離職した人などは除きます。
- ▶離職割合要件の確認に当たって、関係書類の提出を求め場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ▶「特定就職困難者雇用開発助成金」、「高年齢者雇用開発特別奨励金」、「被災者雇用開発助成金」のいずれかで離職割合要件に該当する場合は、この3つの助成金の新たな対象労働者の雇入れについて不支給となります。
- ▶助成金の受給に当たっては、このほか、各種要件があります。ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局（職業安定部）にお問い合わせください。

最低賃金の引き上げに向けた中小企業の支援について

(北海道労働局)

◆北海道最低賃金相談支援センター

最低賃金を引き上げに向けた環境整備を図ることを目的として、経営管理や労務管理など専門家による無料相談や専門家の派遣を行っています。

電話による相談は、月～金曜日（祝祭日、8月12～14日、12月29日～1月3日を除く）午前9時～午後5時まで全国最低賃金総合電話相談センターで受け付けています。（TEL 0120-311-615）

メールによる相談は、<http://www.toukiren.or.jp/join05.html> から行うことができます。

◆業務改善助成金

時給（時間換算額）が800円未満の従業員を雇用する中小企業の事業主の方が、「事業場内の最低賃金（40円以上）の引上げ」と「業務改善」を実施した場合に、業務改善に要した経費（最大150万円）を助成します。

◎対象となる事業主

○中小企業の事業主であること（「業種」に応じて、「資本金の額または出資の総額」または「常時使用する企業全体の労働者数」のどちらかが要件を満たしていること。）。

業 種	資本金の額又は出資の額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸 売 業	1億円以下の法人	100人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下の法人	100人以下
小 売 業	5,000万円以下の法人	50人以下

○時間給（時間換算額）が北海道最低賃金以上かつ800円未満の労働者を6か月以上雇用していること。

○過去2年以内に消費税、法人税又は所得税、労働保険料の未納がないこと。

○解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと。

○過去に業務改善助成金の交付を受けていないこと。

○事業場名の公表に応じていただけること。

◎支給要件

○賃金引上げ計画の策定：

事業場内で最も低い時間給（時間換算額）を申請年度内に40円又は60円以上引上げ、就業規則等に引上げ後の時間給（時間換算額）を規定すること。

○業務改善計画の策定：労働能率の増進に資する設備等の導入計画。

○引上げ後の賃金支払い実績

○業務改善の実施：業務改善計画に基づく設備等の導入及びその費用の支払い。

[業務改善助成金の対象経費例]

○労働能率の増進のための設備・機器の導入

在庫管理・仕入業務の効率改善のためのPOSレジシステムの購入経費
作業効率の向上を目指した店舗の改装、機器等の購入費用

○労働能率の増進のための研修、コンサルタント会社への委託費用

※対象経費とならないもの。

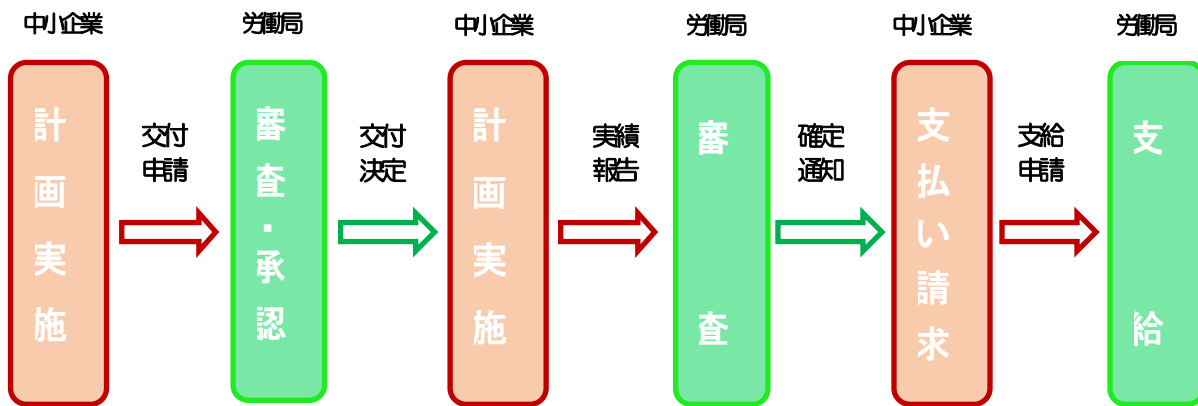
- ・自動車（8ナンバーを除く）、パソコンの購入、就業規則の作成
- ・単なる経費削減のための経費
- ・職場環境を改善するための経費
- ・通常の事業活動を行うに当たり、社会通念上当然となる経費

◎支給額

支給額は、業務改善に要した経費の2分の1（企業規模30人以下の事業場は4分の3）です。上限額は下表のとおりです。

引上げ額	引上げ対象労働者数	助成上限額
40円以上	1人～	100万円
60円以上	10～14人	130万円
	15～19人	140万円
	20人～	150万円

◎申請から支給までの流れ



◎問い合わせ・申請先

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎9階
 北海道労働局労働基準部賃金課
 TEL 011-709-2311 内線 3534 FAX 011-756-0056

※ 必ず事前にご相談ください。交付要綱は必ずお読みください。様式はホームページからダウンロードできます。

<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/banner/1109/tingin07.html>

北海道最低賃金(地域・特定)改定のお知らせ(北海道労働局)

「必ずチェック 最低賃金! 使用者も、労働者も」 **もう、チェックした!**

北海 道 の 最 低 賃 金



地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	764 27.10.8発効	北海道において事業を営む全産業の使用者及びその者に使用される労働者に適用されます。

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定(産業別)最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	813 27.12.6発効予定	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	876 27.12.1発効予定	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	804 27.12.1発効予定	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	810 27.12.5発効予定	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。(最低賃金法第八条)

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。
・ 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局(電話 011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。

～ 経営課題や労務管理のワンストップ無料相談は「全国最低賃金総合電話相談センター」へ ～
フリーダイヤル0120-311-615 (まずは気軽に電話を!)
詳細は <http://www.toukiren.or.jp/join05.html>

・ 北海道労働局ホームページの最低賃金サイトは <http://hokkaido-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/banner/1109/tingin01.html>

「北海道 6 次産業化人材育成セミナー」の 開催について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターは、北海道から委託を受け、農林漁業者等が6次産業化に取り組む際の留意点等に関する講演及び実践的な演習（ワークショップ）や事例紹介等を行うことにより、農林漁業者等の6次産業化への取り組みを推進することを目的に「北海道6次産業化人材育成セミナー」を下記3地域で開催します。

◆開催場所及び開催日時

開催場所	会場	開催日時
帯広市	十勝総合振興局「講堂」	平成 27 年 11 月 19 日(木) 13:00~17:00
岩見沢市	空知総合振興局「講堂」	平成 27 年 12 月 1 日(火) 13:00~17:00
新ひだか町	日高生産連ビル「第 1 会議室」	平成 27 年 12 月 10 日(木) 13:00~17:00

◆主催

北海道

◆実施主体

(公財)北海道中小企業総合支援センター（北海道6次産業化サポートセンター）

◆定員

各会場とも 30 名程度（個別相談会 5 名程度）

◆参加料

無料

◆参加対象

- ・ 6次産業化に取り組んでいる、又はこれから取り組もうとする農林漁業者等
- ・ 6次産業化の取り組みをサポートする2次・3次産業者並びに行政・支援機関関係者等

◆カリキュラム（予定）

時刻	帯広開催	岩見沢開催	新ひだか開催
[第 1 部]			
13:00~13:05	主催者挨拶		
13:05~14:05	講演「6次産業化における商品づくりのポイント」（仮題）		
14:15~15:30	ワークショップ 「自家(自社)の強み・弱みを知る」（仮題）	ワークショップ 「SNS 等によるプロモーションの実践」（仮題）	事例紹介 「地元農産物を活用した6次産業化の事例」（仮題）
15:30~15:50	6次産業化に係る施策説明		
[第 2 部]			
16:00~17:00	個別相談会（希望者のみ）		

◆申込み・問い合わせ先

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 経済センタービル 9 階

(公財)北海道中小企業総合支援センター 経営支援部 担当：澤村、伊藤

TEL：011-232-2402 FAX：011-232-2011 E-mail：6support@hsc.or.jp

道の表彰企業を応援するPRイベントを開催します

—みんなで〇〇な気分になってみよう！—【新規】（北海道）

道の表彰・認定を受けた企業の認知度向上や販路拡大など、さらなるステップアップを図るため、道庁が持つネットワークや道の施設を活用し、企業の取組や消費のPRなどを支援する「表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業」を実施しています。

支援の対象になるのは、「北海道チャレンジ企業表彰」、「北海道新技術・新製品開発賞」、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」、「新商品トライアル制度」の4つの制度のいずれかを受賞した3年以内の企業です。

昨年のビジネスEXPOでの「キックオフイベント」から1年。

道の「表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業」の取組と受賞製品等をご紹介します。

取組事例では、360°全方位を見回すことができる画像を活用し、まるで“その場にいるような”気分を体験できます。受賞製品等の紹介では動画コンテンツを活用し、「ハラハラドキドキ野菜の気持ち」や「疾風！リアル・サイクリング」なども体験できます。

- ◆日時 2015年11月5日（木） 13:15～13:45
- ◆会場 アクセスサッポロ 出展者PRステージ
（札幌市白石区流通センター4丁目）
- ◆主催 北海道
- ◆協力 (株)ダブルエムエンタテインメント、
(株)北海道新事業創造プラザ
- ◆お問い合わせ 北海道経済部経済企画室 電話：011-204-5139
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/expo29.htm>



どさんこプラザ・テスト販売品（インターネット販売）の募集について

（北海道）

どさんこプラザテスト販売制度は、販路拡大・商品開発などに取組む道内企業の方々に応援するための制度で、新商品を3ヶ月間、「北海道どさんこプラザ」〔東京・札幌・名古屋〕で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てて頂くことを目的としています。

このたび、今年5月にどさんこプラザ楽天市場店を開設したことに併せて、インターネット通販においてもテスト販売制度を開始致します。

売上げ好調な商品はさらに3ヶ月間販売を延長し、販売期間終了後には、店から商品の評判、評価等のアドバイスが受けられます。10月1日から11月20日まで、平成28年1月から販売する商品を募集しています。

◆応募商品の要件：次に該当する道産品（過去に応募店舗の通常商品であったものを除く）

(1) インターネット販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品

◆応募者の資格：道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人（個人のグループを含む。）

のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

(ア) 道産品の生産・製造・加工を行っている方

(イ) 自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

◆販売条件等：

- (1) テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2) PL（製造物責任）保険に加入していること。
- (3) 食品衛生法、JAS法、景品表示法等の表示に関する法令を遵守していること。
- (4) 指定する食品検査を実施していること（食品の場合）。
- (5) 該当する食品製造に係る営業許可を受けていること（食品の場合）。

◆募集期間：10月1日（木）から11月20日（金）まで

◆申込み：「テスト販売申込書」（下記URLからダウンロードしてください）に必要な事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

※平成26年度から申込に必要な書類を変更しました。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/testhanbai.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室 マーケティンググループ

Tel：011-204-5766（担当：牧野、小椋）

「マーケティングアドバイザー」について（北海道）

◆概要：道では、「北海道どさんこプラザ」（東京・名古屋・札幌）事業の一環として、道内の中小企業等の商品開発・マーケティング活動を支援するため、首都圏、札幌圏及び中京圏に『マーケティングアドバイザー』を配置し、企業等からのマーケティングに関する相談〔例：商品がもっと売れるにはどうしたらいいか、新製品はどのように販売ルートにのせればいいのか、首都圏の市場動向やニーズはどうなっているか〕に対して助言等を行っています。

◆アドバイザー：流通・市場調査などの専門的な知識を持ち、第一線で活躍されている方々にアドバイザーをお願いしています。

◆業務：道内メーカーから相談のあった商品について、市場ニーズにマッチしたアドバイス等を行います。

◆費用負担：アドバイスを受けること自体は無料です。

ただし、相談は原則東京、札幌または名古屋で行いますので、東京、札幌または名古屋までの旅費については企業の負担となります。

また、アドバイザーに自社に来てもらう場合の旅費も企業の負担となります。なお、文書や電話、FAXやメールによる相談も可能ですが、アドバイザー事業の活用が、企業にとって実りあるものとするためにも、面談による相談がお勧めです。

◆相談対象者：どさんこプラザ（テスト販売・常設販売）で販路拡大を図っている（図ろうとしている）道内中小企業者等

◆相談の申込み：「マーケティングアドバイザー助言・指導依頼書」を北海道経済部食関連産業室、北海道どさんこプラザ札幌店（札幌のみ）または各総合振興局・振興局商工労働観光課へ提出してください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/index.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室 マーケティンググループ

Tel：011-204-5766（担当：牧野、小椋）

「食の磨き上げ職人」について（北海道）

- ◆目的：道内で活躍するバイヤー等を「北海道『食の磨き上げ職人』」として任命し、道産品の磨き上げを目的に商品開発や販路拡大に関する事業者等への指導・助言を通じ、国内外で通用する北海道ブランドの創出を図ることを目的としています。
- ◆構成メンバー：道内の百貨店、テレビショッピング、雑誌、アンテナショップ「北海道どさんこプラザ札幌店」等の分野で活躍する北海道産品バイヤーやフードライター、料理人など12名にご協力をお願いしています。
- ◆業務：道内メーカーから相談のあった商品について、それぞれの専門分野から商品についてアドバイス等を行います。
- ◆費用負担：道が依頼する職人の業務については、相談者の費用負担はありません。
ただし、相談は原則、札幌で行いますので、相談者の旅費は企業の負担となります。
なお、アドバイスを企業にとって実りあるものとするために、面談による相談を原則とします。
- ◆相談対象者：商品の磨き上げに意欲がある事業者（こだわりをもって商品を製造しているが、市場ニーズにマッチしない等、販路に課題のある事業者等）
- ◆相談の申込み：「北海道『食の磨き上げ職人』アドバイス依頼書」（下記 URL からダウンロードしてください）に必要事項を記載し、北海道経済部食関連産業室または各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/index.htm>
- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室 マーケティンググループ
Tel：011-204-5766（担当：中田、牧野）

食クラスター活動について（北海道）

食クラスター活動は、産学官と金融機関の連携・協働により、北海道ならではの「食の総合産業（一次・二次・三次）」の構築を目指す取組です。

平成22年5月、この食クラスター活動を本格的に展開するため、全道的な推進母体となる「食クラスター連携協議体（FC/NW）」が発足いたしました。

FC/NWでは、参画いただいた生産者、食産業や関連産業の企業などの個々の事業やプロジェクトを試験研究機関や支援機関、行政機関などが積極的に支援することとしています。

～具体的には、

- 食クラスター連携協議体に参画いただくと、各種助成や商談会など、ビジネスに活用していただく情報をメールマガジンで提供します。（参画は無料です。）
- 食クラスター連携協議体事務局にご相談いただくと、支援方策等を専門機関で検討します。

◆参画登録申込方法

次のホームページから参画登録願います。 <http://www.fc-nw.jp/m-recruit>

◆事務局代表（参画申込書）

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3 札幌 MN ビル8階

北海道経済連合会 食クラスター連携協議体事務局 TEL：011-221-6166 FAX：011-221-3608

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室（担当：食クラスターグループ）

TEL：011-204-5979

「食のブランド・ステップアップ事業」について（北海道）

◆事業目的と枠組み

道内各地域で食に携わる企業（一次産業従事者を含む）を参集し、個別相談・商談の場で食のサポーターや食の専門家（シェフ・バイヤー）による商品の磨き上げに向けたアドバイスを行うほか、協定を締結している民間企業と連携した個別相談・商談会を実施する。

実施に当たっては、国の事業である「戦略的産業雇用創造プロジェクト」の助成を受けて、北海道産業雇用創造協議会「産業雇用プロジェクト」の食のブランド・ステップアップ事業部会が主体となって実施する。

◆主催関係者

北海道産業雇用創造協議会（北海道、(株)北洋銀行）、開催地の振興局

◆ステップアップ相談会の内容等

(1) 内容

招へいた専門家と参集した事業者との商品開発、商品磨き上げや販路拡大に係る個別相談・商談

(2) 招へいする専門家（カテゴリー）

道外バイヤー（百貨店、スーパー等）、道内バイヤー（百貨店、スーパー等）、道産品販売店バイヤー卸売業者バイヤー、通信販売店バイヤー、飲食店チェーン、デザイン専門家、シェフ、6次産業専門家、その他食の専門家等

(3) 対象業者

道内（地域開催の場合は当該地域内）の生産者、食品製造業者

◆平成27年実施

振興局	開催月日	会場
胆振	10月28日（水） 13:00～18:00	ホテルウィングインターナショナル（苫小牧市）
釧路	11月6日（金） 10:00～16:00	ANAクラウンプラザホテル釧路（釧路市）
渡島	11月17日（火） 10:30～17:00	函館国際ホテル（函館市）

◆問い合わせ先

北海道経済部 食関連産業室 食クラスターグループ

TEL 011-204-5979（担当：佐藤、杉田）

「HOKKAIDO FOOD LIBRARY」のご案内（北海道）

～ 北海道の食の魅力を多言語で世界に向け発信するサイト 「HOKKAIDO FOOD LIBRARY」 ～
北海道食関連産業室からの業務委託により、北海道の食の魅力を多言語で世界に向け発信するサイト「HOKKAIDO FOOD LIBRARY（以下HFL）」を作成致しましたので、お知らせいたします。

◆HFLについて

- ・ URL：<http://hokkaidofoodlibrary.com/>
- ・ 対応言語：日本語、英語、中国語簡体字、中国語繁体字、イタリア語の合計5言語
- ・ ターゲット：海外の北海道に興味関心を持つ方々、食関連産業従事者
- ・ 主要コンテンツ：産品紹介（106品目）、料理レシピ（58レシピ）
- ・ ビジネスツール：生産マップ・カレンダー検索機能、産品情報のPDFダウンロード機能

◆掲載内容

産品紹介では、生産マップ、生産ストーリー、産地カレンダー、加工品紹介など、様々な角度から各産品の魅力を紹介します。また料理レシピについては、北海道由来のプロ料理人や道内調理学校より、海外向けのこだわりレシピを提供いただきました。ビジネスツールとして、エリア別や産品別のマップ、カレンダーの検索や、産品紹介ページをまるごとダウンロードすることも可能です。

海外からの北海道の食への関心は高まるばかりです。HFLは、「北海道ならではの食の魅力」が満載のプレゼンテーションツールになっておりますので、海外への食材紹介の場で是非御活用下さい。

◆問い合わせ先

株式会社インサイト グローバルビジネス室 担当：細川
住所：札幌市中央区北4条西3丁目1番地札幌駅前合同ビル6F
TEL：011-233-2222
FAX：011-233-2223
会社HP：<https://www.ppi.jp/>
E-MAIL：hfl@ppi.jp

「地域中小企業経営力向上支援事業」のご案内

～中小企業診断士による無料の経営相談をご利用ください～（北海道）

道では、自社の経営に不安や悩みを抱えている中小企業の皆様にご利用いただける無料相談窓口を全道各地に設置し、経営の専門家である中小企業診断士が相談対応する「地域中小企業経営力向上支援事業」を行っております。

相談窓口は全道21地域の金融機関の店舗などに設け、企業の皆様から希望をお伺いして、中小企業診断士による相談実施のための調整をいたします。

中小企業診断士による相談では、経営診断、経営改善に向けたアドバイス、従業員の処遇改善に向けた支援、各種支援策のご提案等、無料でご相談に応じます。

資金繰りのお悩み、売上拡大、人手不足解消など経営力を高めたい中小企業の皆様、どうぞご利用ください。なお、中小企業診断士による相談を希望される場合には、事前のご予約が必要です。

お近くの相談窓口にお問い合わせいただくか、中小企業診断協会北海道に直接お問い合わせください。

◆事前予約、相談窓口設置箇所などお問い合わせ

一般社団法人中小企業診断協会北海道（受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日を除く）

電話 011-231-1377

FAX 011-231-1388

メール do-chusho@shindan-hkd.org/

ホームページ <http://www.shindan-hkd.org>

◆道担当

経済部 中小企業課 中小企業支援グループ 担当：村上 電話 011-204-5331

「電気コスト対策アドバイザー育成・派遣モデル事業」のご案内 ～個別訪問によるコンサルティングについて～（北海道）

道では、（株）北海道二十一世紀総合研究所に委託をし、電気料金の値上げにより影響を受ける中小・小規模企業への影響を緩和するため、電気コスト対策アドバイザーを企業に派遣し、節電効果の高い機器の導入や運用方法等をコンサルティングする事業を実施しています。

個別訪問によるコンサルティングについて（本年11月末まで）

電気コスト対策アドバイザーが、皆様の事業所を訪問し、無料で節電のためのコンサルティング（アドバイス等）を行います。

◆主なコンサルティング内容

- ・ 節電効果の高い照明・器具の導入の提案
- ・ 契約の見直し等のアドバイス
- ・ 省エネ診断を行う専門家の紹介
- ・ 国や道の取組事例や補助・融資制度の紹介 等

中小企業総合振興資金融資制度のご案内（北海道）

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、中小企業信用保険法の改正に伴い、平成27年10月1日から特定非営利活動法人（NPO法人）の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけるようになりました。

◆中小企業総合振興資金の融資対象となる特定非営利活動法人

中小企業信用保険法	業種	常時使用する従業員の数
第2条第1項第6号 (特定非営利活動法人)	小売業	50人以下
	サービス業	100人以下
	卸売業	100人以下
	その他の業種	300人以下

◆制度概要

資金名		融資対象
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社
	ステップ アップ 貸付	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等 道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化（経営革新、雇用、事業承継、表彰）】

		観 光・ 企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の対象業種事業者
	経営力強化貸付		信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等
	再生支援貸付		①中小企業再生支援協議会等の支援による事業再生に取り組む中小企業者等 ②経営安定（倒産防止）特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受けた中小企業者等
経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸 付		経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来している中小企業者等
		原料等 高 騰	①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」、又は、道が認めた事由により影響を受けている中小企業者等
		災害復旧	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」 ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中小企業者等
	防災・減災 貸 付		事業継続計画（BCP）を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企業者等
		耐震改修 対 策	要緊急安全確認大規模建築物を所有する方
一般経営 資金	一般貸付		中小企業者等
	小規模企業 貸 付		従業員20人（商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人）以下の中小企業者等
		小口	

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/index.htm>

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ（TEL 011-204-5346）

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

コストアップに対応する融資制度及び信用保証料補助制度のご案内 (北海道)

道では、中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）において、急激な円安に伴う原材料価格の高騰や人件費の増加、電気料金の再値上げなど、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意しています。

また、保証付きで融資を受ける場合に必要となる保証料を一部補助し、中小企業者の皆さまの資金繰りを支援いたします。

◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
	融資対象(1)	融資対象(2)【原料等高騰】
融資対象	経済環境の変化により、一時的に売上高又は利益（純利益額、経常利益率）の減少など業況悪化を来している中小企業者等	①原料等価格の高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当する中小企業者等であって、省エネルギー施設等を導入する方
資金使途	事業資金（運転資金・設備資金）	①運転資金 ②設備資金
融資金額	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）	10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1. 2%、5年以内 1. 4%、 7年以内 年1. 6%、10年以内 1. 8% 《変動金利》 年1. 2% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)	《固定金利》 5年以内 年1. 1% 10年以内 年1. 3% 《変動金利》 年1. 1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、金利とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。 (経営状況に応じ、年0. 40～1. 71%) ※対象2資金については、北海道信用保証協会の独自割引措置が適用されております。 (上記は割引適用後の保証料率)	
補助制度	保証付きで融資を受ける方が、信用保証協会に支払う保証料に対して、道が保証料総額の3分の1を補助します。	

◆ 融資・補助に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

【経営環境変化対応貸付 融資対象(1)】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/05keikihendo1.htm>

【経営環境変化対応貸付 融資対象(2)原料等高騰】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/05genryo.htm>

【信用保証料の補助制度】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/2708hojo.htm>

◆ 問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

耐震診断・改修に対応する融資制度のご案内 (北海道)

道では、大規模建築物を所有し、耐震改修促進法に基づく耐震診断及びその結果を受けて耐震改修工事に取り組む中小企業者等の方々に対する融資制度を取り扱っています。

■制度の概要

資金名	防災・減災貸付	
融資対象	耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する「要緊急安全確認大規模建築物」を所有し、国又は市町村の補助金を活用する中小企業者（観光施設の場合は大企業も対象となります。）	
資金使途	運転資金 (要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断費用)	設備資金 (要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修費用)
融資金額	1億円以内	16億円以内
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	20年以内(うち据置2年以内)
融資利率	《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3% 《変動金利》 年1.1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)	《固定金利》 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 20年以内 年1.7% 《変動金利》 年1.1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
担保及び償還方法	すべて取扱金融機関の定めるところによります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/06bousai.htm>

- ◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

地域活性化ワイド資金のご案内 (北海道)

道では、本道経済の活性化や雇用の創出などが期待される公益社団法人や社会福祉法人など、幅広い事業者の方々が取り組む経済活動を支援するための融資を、取扱金融機関の窓口を通じて行っています。

◆制度の概要

	内容	
融資対象	①公益社団法人 公益財団法人 ②社会福祉法人 ③農業分野へ進出する中小企業者等	④一般社団法人 一般財団法人

	※次の(1)～(3)の要件を満たす者 (1)最近1年以上、同一地区内で事業を行っていること (2)所得税、法人税、事業税、道・市民税を完納していること (3)その法人に適用すべき会計基準に基づいた財務諸表を作成していること	
資金用途	事業資金	
融資金額	8,000万円以内 (うち運転資金3,000万円以内)	1,000万円以内
融資期間	10年以内 [うち据置1年以内]	7年以内 [うち据置1年以内]
	※短期資金(1年以内)の取扱可	
返済方法	割賦返済(短期資金は一括返済可)	
融資利率	金融機関所定利率	
信用保証	北海道信用保証協会の保証付きとなります。(保証割合50%)	
担保・保証人	取扱金融機関の定めるところによります。 ※保証付き部分と保証が付かない部分の保全条件は、原則同様	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、北陸銀行、道内を拠点とする信用金庫及び信用組合	

◆以下のウェブページもご参考ください。

【地域活性化ワイド資金】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/2707waido.htm>

【中小企業総合振興資金】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

平成27年度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」が 決定しました【新規】(北海道)

道では「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、平成14年度から省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入に関し、顕著な功績のある個人及び団体等に対し、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」の表彰を行っており、昨年度まで55件の特色ある取組等を表彰しています。

今年度におきましても、省エネルギー部門と新エネルギー部門の2部門の募集を6月4日～8月31日の期間で行い、9月に開催された審査会での審査を経て、下記の企業を表彰しましたので、お知らせします。

※本年度の表彰概要等についてはこちらをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokushintai sho.html>

◆省エネルギー部門

【大賞】

A G C硝子建材(株) 北海道支社

「現場施工型後付けLow-Eガラス「アトッチ」による建物窓ガラス改修事業の推進」

<https://www.asahiglassplaza.net/products/attoch/>

【奨励賞】

北電興業(株)

「冷涼気候を活かした省エネ行動誘発型の中小規模事務所ビル設備リニューアル」

<http://www.hokudenkogyo.co.jp/>

◆新エネルギー部門

【大賞】

PVG Solutions(株) 北海道支店

「雪に強く、雪を活用できる両面発電太陽電池『EarthON(アースオン)』」

<http://www.pvgs.jp/>

【奨励賞】

別海バイオガス発電(株)

「家畜排せつ物に由来する国内最大規模のバイオガスプラントの運営管理と副産物の新たな利活用」

<http://www.mes.co.jp/bbp/>

(有)下段モータース

「コミュニティバスと連携した新エネルギー活用の取組」

平成27年度「北海道新技術・新製品開発賞」が決定しました

【新規】(北海道)

道では、本道工業等の技術開発を促進し、新産業の創出や既存産業の高度化を図るため、平成10年から道内の中小企業者等が開発した優れた新技術・新製品に対し北海道新技術・新製品開発賞表彰を行っており、昨年度まで106件を表彰しています。

今年度におきましても、ものづくり部門と食品部門の2部門の募集を6月16日～7月31日の期間で行い、9月に開催された選考委員会での審査を経て、新規性・独創性等に優れた新技術・新製品を開発した下記の企業を表彰しましたので、お知らせします。

※本年度の表彰概要等についてはこちらをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H27shinseihinkaihatsushou.htm>

◆ものづくり部門

【大賞】(企業名、新技術・新製品名)

(株)ニッコー 『ハイクオリティーオープン「イノーバ」』

・過熱蒸気を食材に直接当てることで、短時間で均一な焼き上がりを可能とした連続式の焼成機

<http://www.k-nikko.com/>

【優秀賞】

(株)メディカルプロジェクト 『浴槽見守りセンサシステム』

・入浴中の呼吸や脈拍を浴槽下に設置したセンサで常時計測し、異常検出時の報知と自動排水を行うシステム

<http://www.medicpro.co.jp>

札幌ベニヤ(株)恋問工場 『耐傷性フローリング『鶴ハード』』

・道産の木材使用にこだわり、道産材使用率を70～80%と従来品に比べ飛躍的に向上させた耐久性に優れた針葉樹の複合フローリング

<http://www.sattsuru.com/>

◆食品部門

【大賞】

(有)釧路フィッシュ 「釧路産塩さば ホエー仕込み」

・チーズの製造工程の副産物である「ホエー」でさばの持つ魚臭を低減し、旨み成分を増すことに成功した水産加工品

<http://www.kushirofish.com/>

【優秀賞】

北海道乳業(株) 『はっ酵乳「生乳ヨーグルト」』

- ・オール北海道というコンセプトのもと、北海道産の原材料に北海道産の乳酸菌（HOKKAIDO株）を使用し開発されたヨーグルト

<http://www.hokunyu.jp/>

函館ひろめ堂(株) 「糖化熟成技術によるコンブ素材を用いたふりかけ」

- ・短期間でコンブ特有の糖・白粉を表出させる新技術（糖化熟成技術）を用いて製品化されたふりかけ

<http://hiromedou.com/>

北海道両立支援推進企業表彰の募集について【新規】

(北海道)

道では、労働者の仕事と家庭の両立を図るため、育児・介護休業制度の取組を積極的に推進している優れた企業を「北海道両立支援推進企業」として表彰し、その取組を広く紹介します。

<このような企業が表彰の候補です>

道内に本社又は主たる事業所を置き、常時雇用する労働者が300人以下の企業のうち次のような取組を行っているものと認められる企業です。ただし、本賞の受賞は1回限りとし、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けたものは対象となりません。

- (1) 仕事と家庭の両立を積極的に推進するため、育児・介護休業法に定める各休業制度等と同程度以上の規定を有し、かつ、規定に基づく休業制度等の利用者がいること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法に規定される一般事業主行動計画を策定・届出した企業でその行動計画に企業独自の制度を導入しているなど、両立支援に積極的に取り組んでいること。
- (3) その他、在宅勤務制度や育児・介護等を理由に退職した労働者を再雇用する制度の規定を有しているなど、労働者の仕事と家庭の両立の促進に積極的に取り組んでいること。

◆応募方法

市町村若しくは関係団体からの推薦又は自薦によるものとします。

応募様式（ダウンロード）や表彰制度の詳細につきましては、道（雇用労政課）のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/hyosyo.htm>

◆応募期限 平成27年11月13日(金)まで * 郵送の場合は当日消印有効

◆提出及びお問い合わせ先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部労働政策局雇用労政課

就業環境グループ 担当 齋野(さいの)

電話 011-231-4111 (内線: 26-471)

FAX 011-232-0159

能力開発セミナー（11-12月開講予定）のご案内（北海道）

◆在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。

訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

(11-12月開講)													
技 専 名	訓練科目	専攻科目名	実施地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期			訓練期間		定員
				内	外	昼	夜				日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	観光ビジネス科	食の安心・安全	札幌市		○	○		H27.11.16	～	H27.11.17	2	12	50
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	木造建築科	施工法	旭川市		○	○		H27.12.5	～	H28.1.17	3	21	10
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	アーク溶接科	アーク溶接技術講習	美幌町		○	○		H27.11.25	～	H27.11.27	3	21	10
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	電気工学科Ⅱ	電気工事応用	帯広市	○			○	H27.11.17	～	H27.12.3	6	12	20